

中央官庁のインターンシップ（霞が関法科大学院生インターンシップ）のお知らせ

標記につきまして、本法科大学院はインターンシップを授業科目にはしておりませんので、法科大学院としてインターンシップに参加することはいたしません。インターンシップを企画している人事院から情報提供をいただき、本法科大学院の学生のみなさんも個人として参加できるように告知する次第です。

インターンシップの詳細は、法科大学院のHP内の「学生生活関係情報」に掲載されている「基本計画」「実施要領」「実習計画概要一覧」「実習プログラム予定表」及び「調査票」をご覧ください。個人としての参加については、「基本計画」の3(3)に記載されています。

参加を希望される方は、「調査票」に記入をした上で、大学院係前レポートボックスに5月9日（水）17時までに提出してください。但し、調査票の「5. 大学側推薦者(指導教員)署名(又は記名捺印)専攻長」の欄は提出後、専攻長が記入しますので、空欄にしてください。

なお、インターンシップへの参加を認められた場合には、賠償責任保険への加入を義務づけられます。保険への加入については、追って掲示いたします。

※ 霞が関法科大学院生インターンシップは応募者が非常に多いため、必ず参加出来るとは限りませんので、ご了承ください。

4月20日 大学院係